

補助第 133 号線（成田東区間）事業概要及び測量説明会 議事要旨

1. 開催概要

日 時 令和元年 11 月 14 日（木） 19 時 00 分～20 時 45 分
会 場 杉並区立杉並第二小学校 体育館
出席人数 1 1 7 名

日 時 令和元年 11 月 16 日（土） 14 時 30 分～16 時 22 分
会 場 杉並区立東田中学校 体育館
出席人数 2 2 3 名

2. 説明内容

事業概要及び測量の実施（事業の進め方、境界立合確認等）について

3. 質疑応答の要旨（文書質問を含む）

■ 今後の予定について

質問 1 ; 事業の決定、移転など、今後の予定が分からない。

回答 1 ; 事業説明会の後、測量作業に着手し、測量作業には概ね 2 年間を予定しております。その後、国へ事業の認可を申請します。国から認可がおりますと、事業に着手し、用地説明会を開催します。関係する方々には改めてご案内を差し上げます。用地説明会の後、皆様の状況に応じて個別に折衝に入り、話が整いますと、用地の契約、補償金の支払い、家屋等の移転をして頂くこととなります。

■ 測量について

質問 2 ; 測量への協力は任意か。測量を拒否した場合、法的措置があるのか。

回答 2 ; 測量を拒否された場合、個々に事情をお聞かせ頂き、ご協力頂けるよう努めます。仮に、ご協力いただけない場合には、土地収用法の定める手続きによる対応を含め検討することもあり得ますが、まずは測量へのご協力をお願いします。

■ 将来のまちづくりについて

質問3； 沿道の用途地域の見直し等、将来の土地利用は今と変わるのか。

回答3； 杉並区では、用途地域などの変更について、今後、「杉並区まちづくり基本方針」に基づき、用途地域の指定方針や、地域の特徴、沿道にふさわしい土地利用を踏まえ、今後、東京都や関係機関とともに検討してまいりたいと思います。この地域の基本方針につきましては、沿道について、景観形成や防災機能の強化、生活利便性や周辺住環境に配慮した用途規制、高さ制限など、きめ細かな土地利用を図る旨、記載されております。今後、これを踏まえて検討させていただきます。

■ 用地補償について

質問4； 土地の大半が計画線内にある場合、土地が少し残っても困る。

回答4； まずは現況測量を行い、どの程度の面積の土地が残るのか、確定したうえで、今後、ご相談させていただきます。土地が小さくなったこと、形状が悪くなったことに対しては、基本的に金銭による補償を考えております。残った土地をお隣の方が買われることもございますので、ご要望があれば東京都で橋渡しをすることができます。

質問5； 仮に移転するとした場合、代替地はあるのか。

回答5； 代替地として東京都が所有する土地を紹介することは可能です。

質問6； リフォームをしたいが、今はしない方が良いのか、不安。

回答6； ご自身で所有する土地に建物を建てている場合、借りた土地に建物を建てている場合などの状況によりますので、個別にご相談させていただきます。

質問7； 移転しないで残っても道路は出来るのか。最近の土地収用法の適用事例を知りたい。

回答7； 東京都は、話し合いで用地取得をさせて頂きたい、と考えています。しかし、十分協議を尽くした上で、なお合意が得られない場合は、既にご協力頂いた方との関係や事業の状況等を踏まえ、土地収用法の定める手続きによって土地を取得することもあります。

注) 東京都建設局が所管する道路事業のうち、土地収用法を適用し、土地を取得した事例としては、今年度あります。

■ 本日の説明会について

質問8； 本日の説明会の法的根拠は。

回答8； 都市計画法第66条（事業の施行について周知させるための措置）の

規定では、事業者は事業認可の告示の後、説明会を開催して事業の概要等を説明し、事業地付近の皆様のご協力を得るよう努めることとなっています。東京都は、皆様のご協力を得られるよう、認可告示の前に説明会を開催し、事業の概要や測量作業について説明しております。

質問 9 ; 本日の説明会の開催はいつ決まったのか。

回答 9 ; 東京都と特別区、及び 26 市 2 町が策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、未着手の都市計画道路の必要性の検証を実施し、今後 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）で優先的に整備すべき路線として補助第 133 号線（成田東区間）を含む優先整備路線を選定しました。第三建設事務所では、これまで順次、優先整備路線の事業化を進めてきており、今回、準備が整ったことから説明会の開催に至りました。

質問 10 ; 本日の説明会の開催通知の配布範囲について。

回答 10 ; 今回、計画線、計画線周辺の土地や建物を含め、概ね 100m の範囲を測量することから、この範囲に配布させて頂きました。

■ 第四次事業化計画等について

質問 11 ; 昭和 41 年に都市計画を変更してから現在に至るまで何もしていなかったのに、第四次事業化計画の優先整備路線で選定された理由は。

回答 11 ; 東京都では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね 10 年間で優先的に整備する路線を、昭和 56 年の第一次、平成 3 年の第二次、平成 16 年の第三次と、過去に 3 回、策定しました。平成 28 年に策定した第四次事業化計画では、未着手の都市計画道路の必要性の検証を実施し、優先整備路線を選定しています。成田東区間は、「交通処理機能の確保」「延焼遮断帯の形成」の項目に該当し、主に「地域の安全性向上」の観点から優先整備路線に選定しています。

質問 12 ; 第四次事業化計画の優先整備路線に選定されたことは周知したのか。

回答 12 ; 平成 27 年 5 月に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」を、平成 27 年 12 月に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」を公表すると共に、都民の皆さまからのご意見を募りました。また「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」の公表に合わせ、東京都は、平成 28 年 1 月 15 日から 17 日まで、新宿西口広場にてオープンハウスを開催、また杉並区は、平成 28 年 1 月 4 日から 29 8 日まで、杉並区役所 2 階の区民ギャラリーにてパネル展示をおこないました。皆様からのご意

見・ご提案を参考に、平成28年3月に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定しました。これらについては、東京都都市整備局や区のホームページ、杉並区報へ掲載し、お知らせしております。

質問13； 立ち退き軒数や事業費などを知りたい。

回答13； 測量作業等を行っていないため、土地をお譲り頂く方々の確認や事業費の算出をすることが出来ません。

■ 延焼遮断帯について

質問14；延焼遮断帯を形成するのに道路整備が必要なのか。

回答14； 延焼遮断帯を形成する都市計画道路の幅員が16m以上24m未満の場合、沿道の不燃化率は60%以上であることが必要となります。まちづくりとの連携が必要と考えます。なお、阪神・淡路大震災の時の神戸市長田区の事例として、幅員12m以上の道路があれば、反対側へ火が燃え移らない、“焼けどまり”の効果が確認されております。

■ 交通事故について

質問15； 成田東地区周辺では交通事故がどのぐらい起きているのか。

回答15 2016年から2019年上半期までに起きた交通事故の発生場所としては、約四万台の車が通る青梅街道や約1万台の車が通る五日市街道などの幹線道路で起きています。また、生活道路上でも少なくない事故が起きています。人と車と自転車が混在する幅4mから6m生活道路に約二千台の車が通る状況に対し、補助133号線（成田東区間）の道路を整備し、幹線道路へ誘導することで、生活道路の安全性向上を図っていきたいと考えます。

質問16； 成田東地区周辺の交通事故は、青梅街道や五日市街道などの大きな幹線道路で起きているのか、路地で起きているのか。

回答16； 2016年から2019年上半期までに起きた交通事故としては青梅街道、五日市街道、そして生活道路でも少なくない事故が起きています。通学路に指定されている生活道路でも事故が起きている危険を放置せず、学童の安全を確保していくことが大事だと考えます。補助133号線（成田東区間）の道路を整備し、道路の両側に3.5メートルの歩道を設け、人と車と自転車が混在する状況を解消していきたいと考えます。

■ 将来の健康被害について

質問17； 青梅街道と五日市街道、中杉通りの現在の交通量と、将来、補助第133

号線（成田東区間）ができた時の将来交通量を知りたい。

回答 17；平成 27 年度に杉並区で実施している交通量調査の結果によると、青梅街道の区役所前交差点で平日の一日当たり 44,150 台、五日市街道の成田西児童館前交差点で平日の 12 時間（7：00-19：00）当たり 11,375 台となっております。また平成 27 年度に国土交通省で実施している全国道路・街路交通情勢調査の結果によると、中杉通りの下井草一丁目地内で平日の 12 時間当たり 5,335 台となっております。なお、将来、補助第 133 号線成田東区間の道路が完成したときには、車道部の幅員が同じ 9m の五日市街道と同程度の自動車交通量が生じるものと考えます。

質問 18；道路が開通したら自動車の騒音・振動に晒される。万一、健康被害が生じたら補償を受けられるのか。

回答 18；道路工事に用いる建設機械には低騒音型のものを使用し、車道舗装には交通騒音を抑制する低騒音型の舗装を採用するなど、事業者として新たな道路の整備に伴う沿道環境への影響を緩和する工夫をします。
なお、五日市街道等、近隣にある同程度の規模の道路の状況から健康被害が生じるリスクは極めて小さい、と想定されます。

■ 電線類の地中化について

質問 19 道路に電柱を建てないよう電線類を地中に埋設しても、（道路が冠水して地下の電線類が）水没したら、被害を大きくしないか心配。

回答 19 現地を歩いた限りでは、善福寺川は道路より低い所に位置し、五日市街道から青梅街道へ向かって高くなる地形かと思えます。このような地形から、補助第 133 号線（成田東区間）の道路が水没するリスクは少ないと考えております。一方、今年の異常気象（台風）では、多数の電柱が倒壊し、日常生活に支障を来しました。電柱倒壊のリスクを払拭するには電線類を地中化する必要があると考えます。

注）地中埋設する電線類は、水没しても問題ないものを使用することとしております。

■ その他

質問 20；補助第 133 号線成田東区間を整備するメリット、デメリットは。

回答 20；計画幅員 16m のうち、9m の車道部と道路の両側に 3.5m の歩道を設け、狭隘な道路に人と車等が混在する今の交通状況の改善を図ります。今回の整備により、「歩行者・自転車・自動車が安全に利用できる道路空間の確保」そして「災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保」、「電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出」を実現します。

人と車等が混在する狭隘な道路のところに都市計画道路を新たに建設す

ることから、事業者として、道路工事で用いる建設機械を低騒音・低振動型のものとし、工事に伴う影響の抑制を図ります。また、車道舗装には低騒音型舗装を採用し、また植樹帯の設置等、道路緑化を推進するなど、自動車交通に伴う影響の緩和に努めます。

質問 21； 東京都は都市計画道路の見直しをしないのか。

回答 21； 第四次事業化計画の策定にあたり、必要性が確認されなかった9区間、約4.9kmについては、今後、計画の廃止や幅員縮小等を含め、必要な都市計画の手続きを進めていくこととしております。また、必要性が確認された都市計画道路の中にも計画幅員や構造など、都市計画の内容について検討を要すると認められた28路線（区部）、約30.4kmを「計画内容再検討路線（区部）」として見直しの対象としております。

質問 22； 環境影響評価（アセスメント）をやらないのか。

回答 22； 補助第133号線（成田東区間）は延長890m、かつ2車線の道路事業であることから、東京都環境影響評価条例で定める環境影響評価の対象に該当しないことから、環境影響評価を実施する予定はありません。

注） 東京都環境影響評価条例の第3条、第4条、並びに別表1に環境影響評価の対象となる計画や事業の規模が定められております。

■ ご要望

質問 23； 説明会で用いた資料等をホームページ等で公開して欲しい。

回答 23； 説明会で用いた資料等を第三建設事務所のホームページに掲載します。また「成田東だより（仮称）」を発行する等、引き続き皆様への情報提供に努めてまいります。